

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年12月19日（令和6年（行情）諮問第1430号）

答申日：令和8年2月2日（令和7年度（行情）答申第876号）

事件名：岩手最低賃金専門部会議事録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月1日付け岩労発基0501号第5号により岩手労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

原則として全部開示すべきである。公開審議中の情報は不開示にすべきでない。本人が公開を希望しない陳述とはいえ、地域別最低賃金の決定のための審議という性格を考えれば、非公開は限定的にすべきである。長野・第2回本審（URL略）や、山口・第3回専門部会（URL略）のように開示できる情報は多数ある。事業場視察は鳥取・第538回本審資料（URL略）のように原則として開示すべきである。

##### (2) 意見書

###### ア 基本的な考え方

議事録末尾にある審議委員の署名を除き、すべて開示すべきである。

###### イ その理由

(ア) 参考人や視察対象企業からの聞き取り情報については、法の趣旨に照らし可能な限り公開すべきである。特に、岩手県最低賃金は、県内労使の生活と経営に直結する重要な問題であり、その決定過程に関する情報は、社会全体の透明性を高めるために不可欠である。

非公開とする情報は、極力限定的にすべきである。

(イ) 地方最低賃金審議会は、それぞれ都道府県ごとに独立して設置されているとしても、その議事録等の開示非開示の判断については、あくまでも法に基づき決めるべきである。公開しないとの条件で任意に提供された情報だとしても、情報の性質や状況等に照らして、非開示にすることが合理的ではないものもあると考える。

(ウ) 審議が公開されており、そこで陳述人が陳述している以上、非開示にする理由はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる行政文書に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁は、令和6年3月19日付け岩労発基0319第1号により、法10条2項に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、同年5月1日付け岩労発基0501第5号により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月14日付け（同月16日受付）で本件審査請求をした。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 最低賃金審議会について

###### ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

- (ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）。
- (エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）。
- イ 地方最低賃金審議会の委員について  
地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。
- (ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法22条）。
- (イ) 委員は、局長が任命する（最賃法23条1項）。
- (ウ) 局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）。
- (エ) 地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）。
- ウ 岩手地方最低賃金審議会について  
岩手地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。
- (ア) 岩手地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。
- (イ) 岩手地方最低賃金審議会運営規程（平成13年6月26日施行）6条1項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。」と定めている。また、審議会の了解の下定めている「岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」（平成15年5月29日制定（最終改定令和元年5月30日））（以下「事務処理要領」という。）において、本審は公開ないし原則公開、専門部会は非公開と運用基準を定めている。
- (ウ) 専門部会については事務処理要領において非公開と定められていたものの、令和5年6月7日第1回岩手地方最低賃金審議会におけ

る審議の上、岩手県最低賃金第1回専門部会については、原則公開で実施する方針とすることと決した。

- (エ) 令和5年8月2日岩手地方最低賃金審議会第1回専門部会において、議題「実地視察の概要について」に係る審議について、事業場実地視察の受入を要請するに当たり、事業場名は明かしてよいが、視察や視察の際の聴取内容について議事等において公としないことを視察受入れ企業等との間で約して視察を行ったものであり、この議事等を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、非公開とすることを決した。また、同専門部会において、次の議題の「関係労使参考人からの意見聴取について」の審議のうち、労働者側の1名及び使用者側の2名から参考人聴取に際して、参考人が非公開を希望したことから、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、一部を非公開とすることを決した。

(2) 対象行政文書の特定について

処分庁は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる文書を本件対象文書として特定した。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

文書番号1の⑤、⑫、⑬、⑯ないし⑲、⑳、文書番号2の①、文書番号3の①、文書番号4の①、文書番号8の㉒、㉔、㉕、㉖、㉗、56ないし59、61、62、64及び65には、特定の個人の職名、氏名など個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法第5条第1号に該当し、かつ同号ただし書きイからハマまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

文書番号1の④、⑥ないし⑧、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、文書番号5の②及び④、文書番号6の⑧ないし⑭、⑯ないし㉑、文書番号7の⑧ないし⑩、⑬、⑮ないし㉑、文書番号8の⑫、⑭ないし㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、55、57、59、60、63ないし68には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報



等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う事業場視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先事業場に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事等において公開しないことを約して行うものなどがあり、各審議会により事業場視察の持ち方も異なる。

本件の場合、一部不開示としている、事業場視察や参考人の意見陳述は、上記（１）ウ（エ）に記載のとおり公表しないことを約して行ったものであり、陳述・情報提供を行った参考人及び視察先企業等の期待は保護される必要がある。

また、公開審議における団体を代表する者の陳述について、陳述人本人は陳述内容が公になることを理解して陳述されているものの、自企業の情報が公となることに同意していない勤務先企業の情報が陳述されているため、同企業の特定が可能となる情報については上記（３）イにより不開示とする必要がある。

そうすると、審査請求人の主張は失当であり、上記（３）の不開示情報の該当性を左右するものではない。

#### 4 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記３（４）に掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年１２月１９日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和７年１月１７日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月２２日 審議
- ⑤ 同年１１月２８日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年１２月１５日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 令和８年１月２７日 審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号及び２号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示することとし、その余（別表のとおり。以

下「不開示維持部分」という。)については、法5条2号ロ及び4号の不開示理由を追加した上で、不開示を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分(別表の5欄に掲げる部分)について

#### ア 通番15ないし通番19の5欄に掲げる部分

当該部分は、第1回岩手県最低賃金専門部会議事録中、参考人からの意見聴取に係る部分である。当該部分には、参考人の所属する労働組合名が記載されているが、当該意見聴取は、公開審議で行われたものである。また、当審査会事務局職員をして岩手労働局のウェブサイトを確認させたところ、当該部分は第1回岩手県最低賃金専門部会の前日に開催された令和5年度第3回岩手地方最低賃金審議会における資料として掲載され、公表されている情報から明らかであることから、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番24及び通番25の5欄に掲げる部分

当該部分は、岩手地方最低賃金審議会委員実地視察行程表の一部であり、視察先事業場に関する情報が記載されている。当該部分は、視察先事業場のウェブサイトにおいて公表されている情報であることから、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法5条1号該当性について

##### (ア) 通番6、通番7、通番10ないし通番13、通番20ないし通番23、通番82及び通番84の不開示維持部分

当該部分のうち、通番6、通番7及び通番10ないし通番13は、第1回岩手県最低賃金専門部会議事録中、関係労使参考人からの意見聴取に係る部分であり、意見聴取に参加した参考人の職氏名、所属労働組合、所属事業場等の記載である。

当該部分のうち、通番82及び通番84は、令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要に記載された、視察先事業場の担当者名である。

また、当該部分のうち、通番20ないし通番23は、第1回ない

し第4回岩手県最低賃金専門部会議事録に記載された、公労使代表委員の署名である。

上記部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、当該意見聴取は、非公開の審議においてなされたものであることが、原処分において開示されている情報から明らかである。さらに当該実地視察は、「事業名は明かしてよいが、視察や視察の際の聴取内容について議事等において公にしないことを視察受入れ企業との間で約して視察を行った」ものであると諮問庁は上記第3の理由説明書で説明しており、これを覆す事情も認められない。このほかに、上記部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、通番20ないし通番23の公労使代表委員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合わせ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされているが、その署名まで公にする慣行があるとは認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、それぞれの通番（通番82及び通番84を除く。）の3欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2、通番76、通番79、通番97ないし通番100、通番102、通番103、通番105及び通番106の不開示維持部分  
当該部分のうち、通番2は、第1回岩手県最低賃金専門部会議事録中、出席委員が実地視察先の労働者に関する情報について述べている部分であり、労働者の前職が記載されている。

また、当該部分のうち、通番76、通番79、通番97ないし通番100、通番102、通番103、通番105及び通番106は、令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要に記載された、実地視察先の労働者が自身に関する情報について述べている部分であり、家族構成、労働者の年齢、勤続年数、所属部署、居住地及び前職等が記載されている。

上記部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、上記（ア）と同様の理由により、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、通番76、通番98、通番100、通番105及び通番106については同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条2号イ該当性について

（ア）通番26ないし通番75、通番77、通番78、通番80、通番81、通番83、通番85ないし通番96、通番101、通番104及び通番107ないし通番109の不開示維持部分

通番26ないし通番66の不開示維持部分は、岩手地方最低賃金審議会実地視察調査票の一部であり、実地調査項目に関する情報が記載されており、通番67ないし通番75、通番77、通番78、通番80、通番81、通番83、通番85ないし通番96、通番101、通番104及び通番107ないし通番109の不開示維持部分には、令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要として事業内容の説明及び視察に参加した公労使代表委員と視察先事業場との意見交換の内容が具体的に記載されている。

上記部分は、実地視察先事業場の経営事情、労働者に関する事項、賃金に関する事項、視察先事業場説明者による当該事業場の内実についての発言等、当該事業場において公にしていない経営情報の詳細であることが確認できる。これらを公にすると、当該事業場の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同号ロ）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番1、通番3ないし通番5、通番8、通番9及び通番14の不開示維持部分

通番1及び通番3ないし通番5の不開示維持部分には、第1回岩

手県最低賃金専門部会において非公開審議とされた議題「実地視察の概要について」に関し、公労使代表委員が発言した当該視察事業場名が記載されており、通番8、通番9及び通番14の不開示維持部分には、同専門部会において非公開審議とされた議題「関係労使参考人からの意見聴取について」に関し、公労使代表委員が発言した参考人が属する事業場名が記載されている。

上記部分は、これらを公にすると、当該事業場の経営状況や労働環境等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、それぞれの通番の3欄に掲げるその他の不開示事由（同号ロ）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ並びに4号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 本件開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・ 本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・ すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・ 録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それがかまわない。
- ・ 特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・ 公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

### 2 本件対象文書

- (1) 第1回ないし第4回岩手県最低賃金専門部会議事録（文書番号1ないし4）
- (2) 岩手地方最低賃金審議会委員実地視察行程表（「岩手地方最低賃金審議会委員実地視察 R05.06.16」と標題が記載されたもの）（文書番号5）
- (3) 岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表（文書番号6及び7）
- (4) 令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要（文書番号8）

## 別表

1 文書番号及び文書名		2 原処分で不開示とした箇所		3 法5条各号該当性等	4 通番	5 2欄のうち開示すべき部分	
1	第1回 岩手県 最低賃 金専門 部会議 事録	3 頁	①	13行目2文字目ないし14文字目及び17文字目ないし24文字目	新たに開示	—	—
			②	29行目1文字目ないし10文字目	新たに開示	—	—
			③	30行目9文字目ないし13文字目	新たに開示	—	—
			④	33行目1文字目ないし5文字目	2号イ、ロ	1	—
			⑤	36行目8文字目ないし14文字目	1号	2	—
		4 頁	⑥	10行目1文字目ないし10文字目	2号イ、ロ	3	—
			⑦	11行目4文字目ないし8文字目	2号イ、ロ	4	—
			⑧	14行目4文字目ないし13文字目	2号イ、ロ	5	—
			⑨	14行目25文字目ないし16行目29文字目	新たに開示	—	—
			⑩	33行目1文字目ないし5文字目	新たに開示	—	—
			⑪	33行目8文字目ないし11文字目	新たに開示	—	—
		5 頁	⑫	31行目2文字目ないし最終文字	1号、2号 ロ	6	—
		7 頁	⑬	24行目2文字目ないし最終文字	1号、2号 ロ	7	—

	8 頁	⑭	24行目25文字目 及び26文字目	2号イ、ロ	8	—
	9 頁	⑮	5行目13文字目及 び14文字目	2号イ、ロ	9	—
		⑯	14行目2文字目な いし15行目	1号、2号 ロ	10	—
		⑰	16行目11文字目 ないし17行目5文 字目	1号、2号 ロ	11	—
		⑱	19行目1文字目な いし14文字目	1号、2号 ロ	12	—
		⑲	19行目28文字目 ないし31文字目	1号、2号 ロ	13	—
		⑳	35行目5文字目な いし7文字目	2号イ	14	—
	1 0 頁	㉑	23行目2文字目な いし8文字目	2号イ	15	全て
		㉒	23行目9文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉓	24行目10文字目 ないし27文字目	新たに開示	—	—
		㉔	28行目18文字目 及び19文字目	新たに開示	—	—
		㉕	31行目1文字目及 び2文字目	新たに開示	—	—
		㉖	31行目10文字目 ないし16文字目	2号イ	16	全て
	1 1 頁	㉗	6行目23文字目な いし28文字目	新たに開示	—	—
		㉘	17行目14文字目 ないし19文字目	新たに開示	—	—
		㉙	20行目1文字目な いし10文字目	2号イ	17	全て
		㉚	20行目11文字目 及び12文字目	新たに開示	—	—
		㉛	31行目17文字目 及び18文字目	新たに開示	—	—

			③②	3 2 行目 9 文字目ないし 1 5 文字目	2 号イ	1 8	全て
			③③	3 5 行目 8 文字目及び 9 文字目	新たに開示	—	—
			③④	3 6 行目 6 文字目及び 7 文字目、1 1 文字目及び 1 2 文字目	新たに開示	—	—
		1 2 頁	③⑤	6 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目	2 号イ	1 9	全て
			③⑥	6 行目 1 1 文字目ないし 最終文字	新たに開示	—	—
			③⑦	9 行目 1 4 文字目及び 1 5 文字目	新たに開示	—	—
			③⑧	2 3 行目 1 文字目ないし 5 文字目	新たに開示	—	—
			③⑨	2 6 行目 1 文字目ないし 4 文字目	新たに開示	—	—
		1 3 頁	③⑨ - 2	2 行目 4 文字目ないし 1 8 文字目、5 行目 2 文字目ないし 1 6 文字目	新たに開示	—	—
		2 3 頁	④⑩	下段の「議事録署名人」欄の署名（公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員）	1 号、4 号	2 0	—
2	第 2 回 岩手県 最低賃 金専門 部会議 事録	1 3 頁	①	「議事録署名人」欄の署名（公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員）	1 号、4 号	2 1	—
3	第 3 回 岩手県 最低賃 金専門 部会議	9 頁	①	下段の「議事録署名人」欄の署名（公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員）	1 号、4 号	2 2	—

	事録						
4	第4回 岩手県 最低賃 金専門 部会議 事録	1 3 頁	①	下段の「議事録署名 人」欄の署名（公益 代表委員、労働者代 表委員、使用者代表 委員）	1号、4号	23	—
5	岩手地 方最低 賃金審 議会委 員実地 視察行 程表 （「岩 手地方 最低賃 金審議 会委員 実地視 察R0 5.0 6.1 6」と 標題が 記載さ れたも の）	1 頁	①	表左から2列目、上 から4行目の欄中、 1行目6文字目ない し19文字目、32 文字目	新たに開示	—	—
			②	表左から2列目、上 から4行目の欄中、 1行目20文字目ない し31文字目	2号イ	24	全て
			③	表左から2列目、上 から7行目の欄中、 1行目6文字目ない し14文字目、27 文字目	新たに開示	—	—
			④	表左から2列目、上 から7行目の欄中、 1行目15文字目ない し26文字目	2号イ	25	全て
			⑤	表左から2列目、上 から8行目の欄中、 1行目1文字目ない し8文字目	新たに開示	—	—
6	岩手地 方最低 賃金審 議会実 地視察 調査表 （7行 目の	1 頁	①	3行目7文字目ない し最終文字	新たに開示	—	—
			②	4行目8文字目ない し最終文字	新たに開示	—	—
			③	5行目6文字目ない し最終文字	新たに開示	—	—
			④	6行目4文字目ない し最終文字	新たに開示	—	—

「労働者数」欄に正社員の人数のみ記載されているもの)	⑤	7行目5文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—	
	⑥	8行目9文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—	
	⑦	9行目5文字目ないし12行目14文字目	新たに開示	—	—	
	⑧	表中「1経営事情」欄の左から2列目の欄、5行目及び6行目	2号イ、ロ	26	—	
	⑨	表中「1経営事情」欄の左から2列目の欄、9行目ないし13行目	2号イ、ロ	27	—	
	⑩	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、2行目及び3行目	2号イ、ロ	28	—	
	⑪	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、6行目6文字目ないし8文字目、13文字目及び14文字目	2号イ、ロ	29	—	
	2頁	⑫	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、1行目8文字目及び9文字目、15文字目及び16文字目、22文字目及び23文字目	2号イ、ロ	30	—
	⑬	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、2行目4文字目及び5文	2号イ、ロ	31	—	

			字目、11文字目及び12文字目			
		⑭	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、3行目8文字目、14文字目ないし16文字目	2号イ、ロ	32	—
		⑮	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、4行目4文字目ないし6文字目	新たに開示	—	—
		⑯	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、4行目14文字目、19文字目、24文字目	2号イ、ロ	33	—
		⑰	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、2行目11文字目ないし17文字目	2号イ、ロ	34	—
		⑱	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、3行目11文字目ないし15文字目	2号イ、ロ	35	—
		⑲	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、4行目10文字目ないし12文字目、17文字目ないし19文字目	2号イ、ロ	36	—
		⑳	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、6行目	2号イ、ロ	37	—

			最終文字				
			⑳	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、8行目4文字目ないし8文字目、10文字目ないし12文字目	2号イ、ロ	38	—
			㉑	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、9行目3文字目ないし7文字目、9文字目ないし11文字目	2号イ、ロ	39	—
			㉒	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、10行目3文字目ないし7文字目、9文字目ないし11文字目	2号イ、ロ	40	—
			㉓	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、11行目6文字目ないし17文字目	2号イ、ロ	41	—
			㉔	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、12行目1文字目ないし7文字目	2号イ、ロ	42	—
			㉕	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、13行目7文字目、19文字目ないし22文字目、26文字目ないし28文字目	2号イ、ロ	43	—
7	岩手地	1	㉖	3行目7文字目ない	新たに開示	—	—

方最低賃金審議会実地視察調査表（7行目の「労働者数」欄に正社員、男女別、パート、アルバイトの人数が記載があるもの）	頁		し最終文字			
	②	4行目8文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—	
	③	5行目6文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—	
	④	6行目4文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—	
	⑤	7行目8文字目及び9文字目、13文字目及び14文字目、18文字目及び19文字目、32文字目及び33文字目	新たに開示	—	—	
	⑥	8行目9文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—	
	⑦	9行目5文字目ないし10行目	新たに開示	—	—	
	⑧	表中「1経営事情」欄の左から2列目の欄、8行目ないし10行目	2号イ、ロ	44	—	
	⑨	表中「1経営事情」欄の左から2列目の欄、12行目ないし14行目	2号イ、ロ	45	—	
	⑩	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、2行目8文字目及び11文字目	2号イ、ロ	46	—	
	⑪	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、4行目1文字目ないし10文字目	新たに開示	—	—	
	⑫	表中「2労働者に関する事項」欄の左か	新たに開示	—	—	

			ら 2 列目の欄、 5 行 目 4 文字目及び 5 文 字目			
		⑬	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 6 行 目 5 文字目及び 6 文 字目	2 号イ、ロ	4 7	—
		⑭	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 7 行 目 6 文字目、 9 文字 目ないし 1 1 文字目	新たに開示	—	—
	2 頁	⑮	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 2 行 目 4 文字目及び 1 0 文字目	2 号イ、ロ	4 8	—
		⑯	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 3 行 目 4 文字目及び 1 0 文字目	2 号イ、ロ	4 9	—
		⑰	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 4 行 目 4 文字目及び 5 文 字目、 1 1 文字目	2 号イ、ロ	5 0	—
		⑱	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 5 行 目 4 文字目及び 5 文 字目、 1 1 文字目	2 号イ、ロ	5 1	—
		⑲	表中「2 労働者に関 する事項」欄の左か ら 2 列目の欄、 6 行 目 4 文字目及び 5 文	2 号イ、ロ	5 2	—

			字目、11文字目及び12文字目			
		㉓	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、7行目4文字目及び5文字目、11文字目及び12文字目	2号イ、ロ	53	—
		㉔	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、8行目4文字目及び10文字目	2号イ、ロ	54	—
		㉕	表中「2労働者に関する事項」欄の左から2列目の欄、9行目7文字目及び8文字目、16文字目	2号イ、ロ	55	—
		㉖	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、2行目5文字目及び6文字目	2号イ、ロ	56	—
		㉗	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、3行目5文字目及び6文字目	2号イ、ロ	57	—
		㉘	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、3行目11文字目ないし13文字目	2号イ、ロ	58	—
		㉙	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、5行目	2号イ、ロ	59	—
		㉚	表中「3賃金に関する事項」欄の左から2列目の欄、5行目	2号イ、ロ	60	—

			る事項」欄の左から 2列目の欄、8行目 4文字目ないし9文 字目、11文字目な いし13文字目			
		㉘	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、9行目 3文字目及び5文字 目	2号イ、ロ	61	—
		㉙	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、10行 目3文字目ないし7 文字目、9文字目	2号イ、ロ	62	—
		㉚	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、12行 目ないし14行目	2号イ、ロ	63	—
		㉛	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、15行 目6文字目及び7文 字目	2号イ、ロ	64	—
		㉜	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、16行 目1文字目ないし7 文字目	2号イ、ロ	65	—
		㉝	表中「3賃金に関す る事項」欄の左から 2列目の欄、17行 目7文字目ないし9 文字目、21文字目 ないし24文字目、 28文字目ないし3 0文字目	2号イ、ロ	66	—

8	令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要	1 頁	①	6行目10文字目ないし23文字目、26文字目ないし34文字目	新たに開示	—	—
			②	13行目4文字目ないし14行目	新たに開示	—	—
			③	15行目2文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			④	17行目7文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			⑤	18行目8文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			⑥	19行目6文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			⑦	20行目4文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			⑧	21行目5文字目及び6文字目、15文字目及び16文字目、20文字目及び21文字目	新たに開示	—	—
			⑨	22行目9文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
			⑩	23行目5文字目ないし25行目	新たに開示	—	—
			⑪	27行目1文字目ないし4文字目	新たに開示	—	—
			⑫	33行目及び34行目	2号イ、ロ	67	—
		2 頁	⑬	3行目1文字目ないし4文字目、10文字目ないし18文字目	新たに開示	—	—
			⑭	9行目ないし10行目	2号イ、ロ	68	—
			⑮	12行目8文字目ないし10文字目	2号イ、ロ	69	—

		⑯	15行目10文字目 ないし19行目	2号イ、ロ	70	—
		⑰	24行目14文字目 ないし26行目	2号イ、ロ	71	—
		⑱	30行目及び31行 目	2号イ、ロ	72	—
		⑲	35行目及び36行 目	2号イ、ロ	73	—
		⑳	40行目5文字目及 び6文字目	2号イ、ロ	74	—
	3 頁	㉑	6行目及び7行目	2号イ、ロ	75	—
		㉒	9行目1文字目ない し9文字目、12文 字目ないし14文字 目	1号、2号 イ、ロ	76	—
		㉓	13行目	2号イ、ロ	77	—
		㉔	21行目6文字目	2号イ、ロ	78	—
		㉕	28行目	新たに開示	—	—
		㉖	30行目及び31行 目	新たに開示	—	—
		㉗	37行目31文字目 ないし最終文字	1号	79	—
	4 頁	㉘	3行目10文字目	2号イ、ロ	80	—
		㉙	15行目1文字目及 び2文字目	2号イ、ロ	81	—
		㉚	16行目2文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉛	18行目7文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉜	19行目8文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉝	20行目6文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉞	21行目4文字目な いし最終文字	新たに開示	—	—
		㉟	22行目5文字目な いし7文字目	新たに開示	—	—

		③⑥	2 3 行目 9 文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
		③⑦	2 4 行目 5 文字目ないし 2 7 行目	新たに開示	—	—
		③⑧	2 9 行目 1 文字目ないし 4 文字目	新たに開示	—	—
		③⑨	2 9 行目 7 文字目及び 8 文字目	1 号	8 2	—
		④⑩	2 9 行目 9 文字目及び 1 0 文字目	新たに開示	—	—
		④⑪	3 0 行目ないし 3 6 行目	2 号イ、ロ	8 3	—
	5 頁	④⑫	4 行目 1 文字目及び 2 文字目	1 号	8 4	—
		④⑬	4 行目 3 文字目及び 4 文字目	新たに開示	—	—
		④⑭	1 0 行目ないし 1 2 行目	2 号イ、ロ	8 5	—
		④⑮	1 4 行目	2 号イ、ロ	8 6	—
		④⑯	1 6 行目ないし 2 2 行目	2 号イ、ロ	8 7	—
		④⑰	2 4 行目	2 号イ、ロ	8 8	—
		④⑱	2 6 行目ないし 2 8 行目	2 号イ、ロ	8 9	—
		④⑲	3 2 行目ないし 3 5 行目	2 号イ、ロ	9 0	—
		⑤⑩	3 9 行目及び 4 0 行目	2 号イ、ロ	9 1	—
	6 頁	51	4 行目 8 文字目ないし 2 6 文字目	2 号イ、ロ	9 2	—
		52	6 行目及び 7 行目	2 号イ、ロ	9 3	—
		53	1 1 行目	2 号イ、ロ	9 4	—
		54	1 5 行目ないし 1 7 行目	2 号イ、ロ	9 5	—
		55	2 1 行目	2 号イ、ロ	9 6	—
		56	2 3 行目 3 文字目及び 4 文字目、 9 文字	1 号	9 7	—

			目及び10文字目、 18文字目ないし2 0文字目			
		57	23行目14文字目 ないし16文字目	1号、2号 イ、ロ	98	—
		58	24行目3文字目及 び4文字目、9文字 目、17文字目及び 18文字目	1号	99	—
		59	24行目13文字目 ないし15文字目	1号、2号 イ、ロ	100	—
		60	28行目	2号イ、ロ	101	—
		61	32行目4文字目な いし30文字目	1号	102	—
		62	34行目4文字目な いし16文字目	1号	103	—
		63	40行目16文字目 ないし21文字目、 27文字目ないし2 9文字目	2号イ、ロ	104	—
	7 頁	64	7行目14文字目な いし34文字目	1号、2号 イ、ロ	105	—
		65	9行目33文字目な いし10行目6文字 目	1号、2号 イ、ロ	106	—
		66	19行目20文字目 ないし最終文字	2号イ、ロ	107	—
		67	21行目4文字目な いし最終文字	2号イ、ロ	108	—
		68	25行目4文字目な いし26行目	2号イ、ロ	109	—

(注) 当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。